

パブリックコメント(ご意見)募集

伊賀市ふるさとの環境を守る条例(案)



平成 26 年に、市外で発生した廃棄物混じりの残土が伊賀市内へ大量に投棄される事件があったことから、市外から持ち込まれる不適正な土砂の埋立てを規制するために「伊賀市ふるさとの環境を守る条例」の制定を進めています。

この条例案に対するご意見を募集します。

【募集内容】 伊賀市ふるさとの環境を守る条例(案)に対するご意見

【閲覧方法】

- ①市ホームページ ②環境政策課 ③市民生活課
- ④各支所振興課 ⑤各地区市民センター

【提出先・問い合わせ】

〒 518-1155

伊賀市治田 3547 番地の 11

伊賀市人権生活環境部環境政策課

【提出方法】

住所・氏名・電話番号・意見の件名・ご意見(「該当箇所」とそれに対する「意見内容」)を記載の上、郵送・ファックス・Eメール・持参のいずれかで提出してください。

※ご意見は条例制定の検討資料とし、市の意見と併せて市ホームページなどで公表します。

※個別の回答はしません。

※いただいた意見書などは返却しません。

【提出期限】

11月30日(休)

☎ 20-9105 FAX 20-9107

✉ kankyou@city.iga.lg.jp

※持参の場合は、本庁市民生活課、各支所振興課でも受け付けます。

◆ 応急診療所だより～医療や健康に関する情報をお伝えします～

健康的な生活習慣と健診で健康長寿を！

【問い合わせ】 医療福祉政策課

☎ 22-9705 FAX 22-9673

◆ **がんの予防に対する意識を持ちましょう**

伊賀市健診センターでは、がん・心臓病・脳卒中の早期発見・治療に重点を置き、日々業務を行っています。特に、近年の高齢化にともない、がんは罹患率・死亡率とも第1位となり、健診による早期発見(2次予防)に加え、生活習慣の改善によるがんの発症予防(1次予防)に対する意識を持つことも重要になってきています。

◆ **がんの発症に関わる「喫煙」「飲酒」「肥満・運動不足」**

がんをはじめとする生活習慣病の発症に関わる生活習慣としては、喫煙・飲酒・肥満・運動不足が挙げられ、近年の予防医学の研究により、それぞれの不摂生にともなってかかりやすくなるがんの種類も明らかになってきています。

喫煙によってなりやすくなるがんは、肺がん・口腔がん・咽頭がん・喉頭がん・食道がんなど、タバコの煙の通り道(あるいはその近辺)の臓器のがんのほか、膵臓がん・肝臓がん・大腸がんなどの消化器のがんや、膀胱がん・子宮頸がんなども、喫煙によりかかりやすくなることわっています。

過度の飲酒は、お酒のアルコールが分解されて生じるアセトアルデヒドが発癌物質として作用し、口腔が

ん・咽頭がん・食道がん・大腸がん・肝臓がん・乳がんのリスクを上げます。また、肥満や運動不足は、大腸がん・子宮体がん・閉経後の乳がんのリスクを高めることも分かっています。

◆ **生活習慣を正し、定期的に健診を受診してください**

禁煙、適度な飲酒・運動、肥満の解消は、がんのみならず、脳卒中や狭心症・心筋梗塞などの循環器疾患の予防にもつながる健康的な生活習慣です。

定期的な健診の受診と組み合わせることにより、皆さんの将来の健康長寿にお役立てください。

《応急診療所》

市民の皆さんの命と健康を守ることを目的に、休日・夜間に急な病気やけがをしたときに応急医療が受けられる診療所を開設しています。

【診療科目】 内科・小児科

【診療時間】 ※受付は診療終了時間の30分前まで

	月～土曜日	日曜日・祝日
午前9時～正午	—	○
午後2時～5時	—	○
午後8時～11時	○	○

【所在地】 伊賀市上野桑町 1615 番地 ☎ 22-9990

知ってほしい！

伝えたい！

伊賀市の今



このコーナーでは、今年度、市が重点的に取り組んでいる子育てや移住交流、公共施設の見直しなどの施策について、市民の皆さんに知っていただきたい「今」を紹介します。

子育て

平成30年4月から子ども医療費助成制度が変わり、未就学児は伊賀市・名張市内の医療機関での窓口負担がなくなります。これは、子育て世代の支援事業として実施するもので、継続的に実施していくためにも、重複受診や時間外診療をなるべく避け、適正受診を心がけるようにしましょう。詳しくは、広報いが市12月1日号でお知らせします。(保険年金課)

移住・交流

名古屋市で初めてとなる移住相談会を開催しました。

当日は、地域おこし協力隊の早川隊員も参加し、伊賀市の魅力をPRしました。参加者との座談会では、移住者という視点から見た、伊賀市の食や自然、住環境などについて体験談を紹介しました。(地域づくり推進課)



《問い合わせ》

保険年金課 ☎22・9660 FAX26・0151
地域づくり推進課 ☎22・9680 FAX22・9694

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかど通信

コラム

図書・救急など

◆家電リサイクル法により、リサイクルが義務付けられています

家電4品目(テレビ・冷蔵庫など)の出し方

【問い合わせ】 廃棄物対策課 ☎20-1050 FAX20-2575

家電4品目とは、家庭用の「エアコン」「テレビ」「冷蔵庫・冷凍庫」「洗濯機・衣類乾燥機」のことで、これらは家電リサイクル法により、消費者がリサイクル料金を負担することや、メーカーなどに引き取りとリサイクルが義務付けられています。次のいずれかの方法(有料)で処分してください。

処分方法	依頼・持込先	手続きなど
購入した家電小売店がわかる、買い替える場合	家電小売店(販売店)	購入した店、または買い替えをする販売店にご相談ください。
購入した家電小売店がわからない、近くにない、既にある場合	家電4品目を扱っている小売店	家電小売店または家電回収協力店(三重県電器商業組合伊賀支部の協定店15店)にご相談ください。 ※協定店名は市ホームページをご覧ください。 ※協定店は販売した小売店でないため、引き取り義務はありません。
	家電回収協力店	
指定引取場所に直接持ち込む場合	指定引取場所 ※営業日をご確認ください。	郵便局(ゆうちょ銀行)で「家電リサイクル券」を購入し、券とともに製品を持ち込んでください。 【指定引取場所】 伊賀市小田町1751番地の5 滋賀近交運輸倉庫(株)三重支店第二倉庫 ☎22-1321
伊賀南部クリーンセンターに直接持ち込む場合 ※青山支所管内の人のみ	伊賀南部クリーンセンター ※営業日をご確認ください。	郵便局(ゆうちょ銀行)で「家電リサイクル券」を購入し、券とともに製品を持ち込んでください。別途収集運搬料金として、1点につき2,000円の「特定家庭用機器搬送券」が必要です。 ※詳しくは、伊賀南部クリーンセンター(☎53-1120)へお問い合わせください。

※廃家電(家電4品目)を引き取ってもらうには、「リサイクル料金」と「収集運搬料金」を支払う必要があります。リサイクル料金はメーカーごとに、収集運搬料金は小売店ごとに異なります。

※リサイクル料金について詳しくは、(財)家電製品協会 家電リサイクル券センター(☎0120-319640)へお問い合わせください。